

利用料金表(医療保険適用) 1/2

H26. 4. 1 適用

1. 訪問看護基本療養費

①	基本療養費(Ⅰ)	看護師・理学療法士・作業療法士 准看護師 緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師	週3日目まで	週4日目以降
			1日に付き	1日に付き
②	基本療養費(Ⅱ) 【施設への訪問】 (※1)	看護師・理学療法士・作業療法士	2,780円	3,280円
		准看護師	2,530円	3,030円
		緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師	12,850円(月1回を限度)	
③	基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護に対し算定(※2)	8,500円	

※1 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合

※2 入院中に1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定可能

2. 訪問看護管理療養費

①	月の初日	—	7,400円
②	2日目以降	1日に付き	2,980円

3. 加算など

①	緊急訪問看護加算	1日に付き	2,650円
②	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円
		1日3回以上	8,000円
③	長時間訪問看護加算	90分を超える場合(対象者は※1)	5,200円
④	24時間対応体制加算	月1回 *利用者の希望により	5,400円
⑤	退院時共同指導加算	月2回まで	6,000円
⑥	特別管理指導加算(⑤に上乗せ)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者	2,000円
⑦	退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000円
⑧	在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円
⑨	在宅患者緊急時カンファレンス加算	月1回	2,000円
		月1回(対象者は※2)	5,000円
⑩	特別管理加算	月1回(対象者は※3)	2,500円
		月1回	1,500円
⑪	情報提供療養費	月1回	20,000円
⑫	ターミナルケア療養費	1回	500円
⑬	乳幼児加算(3歳未満)	1日に付き	500円
⑭	幼児加算(3歳以上6歳未満)	1日に付き	500円
⑮	複数名訪問看護加算	看護師等の場合 ※4	4,300円
		准看護師の場合	3,800円
⑯	夜間・早朝・深夜加算	早朝(6:00-8:00) 夜間(18:00-22:00)	2,100円
		深夜(22:00-6:00)	4,200円

提供するサービスの利用料、利用者負担額

※ 指定訪問看護ステーション

サービス提供時間帯	サービス提供時間数		20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段:看護師による場合 下段:准看護師による場合)	3,447円	344円	5,148円	514円	9,051円	905円	12,421円	1,242円		
	3,102円	310円	4,637円	463円	8,150円	815円	11,175円	1,117円		
昼間 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合)	3,358円	335円	—	—	—	—	—	—	—	—

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は、100分の50に相当する単位が加算されます。

※ 指定訪問看護ステーション (加算)

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時訪問看護加算 (訪問看護ステーション)	6,004円	600円	1月に1回
特別管理加算(Ⅰ)	5,560円	556円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	2,780円	278円	
ターミナルケア加算	22,240円	2,224円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
初回加算	3,336円	333円	初回の訪問看護を行った月に算定
退院時共同指導加算	6,672円	667円	退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回(特別な管理を要する者である場合は2回)に限り算定できる
複数名訪問看護加算	2,824円	282円	1回当たり(30分未満)
	4,470円	447円	1回当たり(30分以上)
看護介護職員連携強化加算	2,780円	278円	1月に1回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	66円	6円	1回当たり
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	556円	55円	1月に1回

2015年4月介護保険報酬改正

- ※1
 - 1) 人工呼吸器を使用している状態にある方
 - 2) 15歳以下の超重症児・準超重症児
 - 3) 特別訪問看護指示期間の方
 - 4) 特別な管理を必要とする方(※2 ※3)

- ※2
 - 1) 悪性腫瘍患者・気管切開患者
上記で医師より指導管理を受けている状態にある方
 - 2) 気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方

- ※3
 - 1) 自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法
自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者
上記で医師より指導管理を受けている状態にある方
 - 2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方
 - 3) 重度の褥瘡(真皮を越える褥瘡)の状態にある方
 - 4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

- ※4 ・看護師等(看護師・保健師・助産師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)

※ その他の費用について

☆サービス提供にあたり必要となる利用者居宅で使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者負担となります。

☆交通費はいただいておりません。

☆キャンセル料

事前に連絡なく看護師が訪問しサービスが提供できない(キャンセルされる)場合は100%のキャンセル料をいただきます。

※ただし、ご利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。